

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新温泉町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

新温泉町長

公表日

令和8年3月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	本事務は、予防接種法に基づく予防接種(新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により予防接種の規定を適用する場合を含む。)を実施し、又、当該予防接種に起因する健康被害に対する事務を行う。番号法においては、予防接種の実施、予防接種の実施の指示、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に係る支給の請求及び支給を受ける権利に係る届出の受理、審査及び請求及び届出に対する応答、実費の徴収に関する事務を行う。
③システムの名称	健康かるてシステム 番号連携サーバ 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の14の項、126の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25の項、27の項、28の項、29の項、153の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25の項、26の項、153の項、154の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新温泉町 総務課 〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1 Tel:0796-82-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新温泉町 健康課 〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1 Tel:0796-82-5620
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底、住基照会を行う際には4情報又は3情報による照会を行うことを厳守している。特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合も含む。)は事前に、暗号化、パスワードによる保護等を行い、これらの対策を確実に実施したことを複数人で行う。また特定個人情報を含む書類やUSBメモリは金庫内に保管することを徹底しているため、リスクへの対応は「十分である」と考える。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	1.5 評価実施機関における担当部署	高田信夫	森本彰人	事後	
平成28年4月1日	1.7 特定個人情報開示の請求・訂正・利用停止請求	町長課	総務課	事後	
平成28年4月1日	1.7 特定個人情報開示の請求・訂正・利用停止請求	Tel:0796-62-5621	Tel:0796-62-3111	事後	
平成28年4月1日	1.8 特定個人情報開示ファイルの取扱いに関する問い合わせ	町長課	総務課	事後	
平成28年4月1日	1.8 特定個人情報開示ファイルの取扱いに関する問い合わせ	Tel:0796-62-5621	Tel:0796-62-3111	事後	
平成28年4月1日	2.1 対象人数	平成27年1月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年4月1日	2.2 取扱件数	平成27年1月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年4月1日	1.5 評価実施機関における担当部署	健康福祉課長 森本彰人	健康福祉課長	事後	
令和1年4月1日	1.8 特定個人情報開示ファイルの取扱いに関する問い合わせ	新温泉町 総務課 〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1 Tel:0796-62-3111	新温泉町 健康課 〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1 Tel:0796-62-3520	事後	
令和1年4月1日	2.1 対象人数	平成28年4月1日 時点	令和1年4月1日 時点	事後	
令和1年4月1日	2.2 取扱件数	平成28年4月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年4月1日	2.3 リスク対策	金部追加	金部追加	事後	
令和2年3月1日	2.1 対象人数	令和1年6月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月1日	2.2 取扱件数	令和1年6月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月1日	1.1 特定個人情報開示ファイルの取扱いに関する問い合わせ	本事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A型肝炎及びB型肝炎のうち感染で定められている、期間に存在する者に対し、期日は期間を指定して予防接種を行うとともに、実施対象者の把握、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。番号法においては、別表第一項第10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支払又は実費の徴収に関する事務に特定個人情報を用いることとなる。	本事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A型肝炎及びB型肝炎のうち感染で定められている、期間に存在する者に対し、期日は期間を指定して予防接種を行うとともに、実施対象者の把握、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。番号法においては、別表第一項第10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支払又は実費の徴収に関する事務に特定個人情報を用いることとなる。	事後	
令和2年3月1日	1.1 特定個人情報開示ファイルの取扱いに関する問い合わせ	本事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A型肝炎及びB型肝炎のうち感染で定められている、期間に存在する者に対し、期日は期間を指定して予防接種を行うとともに、実施対象者の把握、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。番号法においては、別表第一項第10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支払又は実費の徴収に関する事務に特定個人情報を用いることとなる。	本事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A型肝炎及びB型肝炎のうち感染で定められている、期間に存在する者に対し、期日は期間を指定して予防接種を行うとともに、実施対象者の把握、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。番号法においては、別表第一項第10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支払又は実費の徴収に関する事務に特定個人情報を用いることとなる。	事後	
令和2年3月1日	1.1 特定個人情報開示ファイルの取扱いに関する問い合わせ	健康からシステム番号連携サーバ 中間サーバ	健康からシステム番号連携サーバ 中間サーバ ワケテ情報記録システム(VRS) サービス検索・電子申請機能	事後	
令和2年3月1日	1.2 個人番号の利用法上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一の第10の項 ・予防接種法に関する法律及びこれらの法律に基づく条約	・番号法第9条第1項、別表第一の第10の項 ・予防接種法に関する法律及びこれらの法律に基づく条約	事後	
令和2年3月1日	1.4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和2年3月1日	1.5 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法上の根拠	・番号法第18条第1項 別表第二(別表第二における情報開示の根拠) ①17、18、19項 ②別表第二における情報提供の根拠) なし ・予防接種法に関する法律及びこれらの法律に基づく条約	・番号法第18条第9項 別表第二【情報開示の根拠】16の2項、17項、18項、19項 【情報提供の根拠】16の2項、18の3項 ・予防接種法に関する法律及びこれらの法律に基づく条約	事前	
令和2年3月1日	2.1 対象人数	令和2年3月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事前	
令和2年3月1日	2.2 取扱件数	令和2年3月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事前	
令和2年3月1日	1.1 特定個人情報開示ファイルの取扱いに関する問い合わせ	本事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A型肝炎及びB型肝炎のうち感染で定められている、期間に存在する者に対し、期日は期間を指定して予防接種を行うとともに、実施対象者の把握、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。番号法においては、別表第一項第10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支払又は実費の徴収に関する事務に特定個人情報を用いることとなる。	本事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A型肝炎及びB型肝炎のうち感染で定められている、期間に存在する者に対し、期日は期間を指定して予防接種を行うとともに、実施対象者の把握、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。番号法においては、別表第一項第10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支払又は実費の徴収に関する事務に特定個人情報を用いることとなる。	事後	
令和2年3月1日	1.1 特定個人情報開示ファイルの取扱いに関する問い合わせ	健康からシステム番号連携サーバ 中間サーバ ワケテ情報記録システム(VRS) サービス検索・電子申請機能	健康からシステム番号連携サーバ 中間サーバ ワケテ情報記録システム(VRS) サービス検索・電子申請機能	事前	
令和2年3月1日	1.3 個人番号の利用法上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一の第10の項 ・予防接種法に関する法律及びこれらの法律に基づく条約 ・番号法第19条 ・番号法第18条第16号	・番号法第9条第1項 別表の14の項、126の項 ・番号法別表の第1項第10で定める事項を定める番号法第19条、第18条第2 ・番号法第19条第6号	事後	
令和2年3月1日	1.4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法上の根拠	・番号法第18条第9項 別表第二【情報開示の根拠】16の2項、17項、18項、19項 【情報提供の根拠】16の2項、18の3項 ・予防接種法に関する法律及びこれらの法律に基づく条約	【情報開示の根拠】 ・番号法第19条第9号 ・番号法第18条第9号に基づき(別表特定個人情報の取扱いに関する事項)第9条第25の項、21の項、28の項、29の項、153の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第9号 ・番号法第18条第9号に基づき(別表特定個人情報の取扱いに関する事項)第9条第25の項、21の項、28の項、29の項、153の項	事後	
令和2年3月1日	1.5 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉課	健康課	事後	
令和2年3月1日	1.5 評価実施機関における担当部署 ②所長等の役職名	健康福祉課長	健康課長	事後	
令和2年3月1日	1.8 特定個人情報開示ファイルの取扱いに関する問い合わせ	新温泉町 健康福祉課 〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1 Tel:0796-62-3520	新温泉町 健康課 〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1 Tel:0796-62-3520	事後	
令和2年3月1日	2.1 対象人数	令和4年4月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	
令和2年3月1日	2.1 対象人数	令和4年4月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	
令和2年3月1日	2.2 取扱件数	令和4年4月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	
令和2年3月1日	2.3 リスク対策 6. 人手を介在させず個人番号を入力可能なシステムへの対策は十分か		十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和2年3月1日	2.3 リスク対策 8. 人手を介在させず個人番号を入力可能なシステムへの対策は十分か判断の根拠		マイナンバー利用期間におけるマイナンバー登録事務に係る継続的なガイドラインに準じ、マイナンバー登録や前本登録の際には、本人からのインターネット上の申請を、各業務執行業務には4情報又は3情報による照会を行うことと厳格にしている。特定個人情報を入力するUSBメモリを使用する場も含む。)、)は事前に、番号法、パスワードによる保護等を行い、これらの対策を踏まえて個人番号を入力するシステムは金庫内に保管することとされているので、リスクへの対応は十分であると考える。	事後	様式変更に伴う項目追加
令和2年3月1日	2.3 リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式変更に伴う項目追加
令和2年3月1日	2.3 リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和2年3月1日	2.3 リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		基幹システムへのアクセスが可能な職員は限定されており、詳細確認により管理している。健康福祉システムにおいてもアクセス可能な職員は限定されており、付された個人番号カードをロケインシステム、パスワードを照会連入とロケインシステムを併用して個人番号を入力しているため、権限のない者によって不正使用されるリスクへの対策は十分であると考える。	事後	様式変更に伴う項目追加